

20川監公第12号

平成20年12月10日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	鹿	川	隆
同	奥	宮	京子
同	岩	崎	善幸
同	宮	原	春夫

監査の種別 財政援助団体等監査

監査の対象

1 財政援助団体

(1) 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会

(所管部局 市民・こども局こども本部こども青少年部こども企画課、
同こども家庭課、こども支援部こども福祉課、同保育課、
健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課、同高齢者在宅サ
ービス課、地域福祉部地域福祉課)

2 出資団体

(1) 財団法人川崎市水道サービス公社

(所管部局 水道局総務部総務課)

(2) 財団法人川崎市消防防災指導公社

(所管部局 消防局予防部予防課)

(3) 財団法人川崎市学校給食会

(所管部局 教育委員会事務局学校教育部健康教育課)

(4) 財団法人川崎市生涯学習財団

(所管部局 教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課)

3 指定管理者

(1) 社団法人富士見町開発公社

公の施設の名称 川崎市八ヶ岳少年自然の家

(所管部局 市民・こども局こども本部こども青少年部青少年育成課)

(2) 川崎市青少年の家共同運営事業体

公の施設の名称 川崎市青少年の家

(所管部局 市民・こども局こども本部こども青少年部青少年育成課)

(3) 川崎市子ども夢パーク共同運営事業体

公の施設の名称 川崎市子ども夢パーク

(所管部局 市民・こども局こども本部こども青少年部青少年育成課)

(4) 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会

公の施設の名称 人材開発研修センター・保健福祉研究センター

(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

公の施設の名称 川崎市聴覚障害者情報文化センター

(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

(5) 社会福祉法人セイワ

公の施設の名称 川崎市軽費老人ホーム福寿荘

川崎市特別養護老人ホームすみよし

(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(6) 社会福祉法人くぬぎざか福祉会

公の施設の名称 川崎市特別養護老人ホームこだなか

(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(7) 社会福祉法人照陽会

公の施設の名称 川崎市特別養護老人ホーム陽だまりの園

(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(8) 社会福祉法人鈴保福祉会

公の施設の名称 川崎市特別養護老人ホームしゅくがわら

(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(9) 財団法人川崎市生涯学習財団

公の施設の名称 川崎市大山街道ふるさと館

(所管部局 教育委員会事務局生涯学習部文化財課)

公の施設の名称 川崎市宮前スポーツセンター

川崎市麻生スポーツセンター

(所管部局 教育委員会事務局生涯学習部スポーツ課)

(10) 株式会社明治スポーツプラザ

公の施設の名称 川崎市幸スポーツセンター

川崎市石川記念武道館

(所管部局 教育委員会事務局生涯学習部スポーツ課)

(11) S E L F 高津スポーツセンター事業体

公の施設の名称 川崎市高津スポーツセンター

(所管部局 教育委員会事務局生涯学習部スポーツ課)

監査の範囲 主として平成19年度執行に係る出納その他の事務

監査の期間 平成20年9月1日から

平成20年11月17日まで

監査の結果

今回の監査は、財政援助団体は当該財政援助に係る出納その他の事務、出資団体は当該出資に係る出納その他の事務、公の施設の指定管理者は当該公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が、関係法令に則り、適正かつ正確に執行されているか、また所管部局がこれらの団体に対して、効率的な運営などについて適切な指導監督等を行っているかについて実施した。

監査に当たっては、関係書類について抽出による検査を行うとともに、現地を調査し、関係者から説明を聴取した。

その結果、次の改善措置を要する事項を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。改善措置を要すると認められた事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

1 出資団体について改善措置を要する事項

「有価証券の会計処理を適正に行うべきもの」

「公益法人会計基準の改正等について」（平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）に基づく新たな公益法人会計基準（以下「公益法人会計基準」という。）では、満期保有目的の債券は、取得価額をもって貸借対照表価額とし、それ以外の有価証券のうち市場価格のあるものは、時価をもって貸借対照表価額とするとされている。

また、日本公認会計士協会が作成した「公益法人会計基準に関する実務指針」によると、満期まで債券を保有する意思は取得時点において判断すべきものであり、その後、債券の保有目的を変更することは認められないものとされている。

しかしながら、財団法人川崎市消防防災指導公社（以下「指導公社」という。）の平成19年度財務諸表をみたところ、18年度財務諸表において満期保有目的以外の債券に分類し、時価をもって貸借対照表価額としていた債券を、満期保有目的の債券に変更し、取得価額をもって貸借対照表価額としていた。

市は、指導公社に対し、公益法人会計基準に関する実務指針に従った有価証券の会計処理を適正に行うよう指導されたい。

なお、今後も、公益法人会計基準等の改正には十分留意されたい。

（財団法人川崎市消防防災指導公社）

2 公の施設の指定管理者について改善措置を要する事項

（1）支出及び契約事務を適正に行うべきもの

川崎市少年自然の家指定管理業務仕様書において、指定管理に係る経理業務については、金銭出納、契約等に当たっては処理規則を設けて不正、不適切な処理が行われないよう管理することとされている。

支出及び契約事務についてみたところ、契約書に社団法人富士見町開発公社（以下「開発公社」という。）の理事長印が押印されていない事例、適正な見積書を徴していない事例、完了検査を行っていない事例等が散見された。

市は、開発公社に対して、内部のけん制機能を強化し、適正な支出及び契約事務を行うよう指導されたい。

（社団法人富士見町開発公社）

（２）個人情報の保護を適正に行うべきもの

川崎市少年自然の家の管理運営に関する協定書第16条において、指定管理者は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故の防止について必要な措置を講ずることとされている。

川崎市八ヶ岳少年自然の家の利用については、利用者の利便性を図るため、指定管理者である開発公社が運営しているインターネットのホームページを通じて申込みができるようになっているが、個人情報等を扱う「オンライン施設利用申請」ページにおいて、通信内容の暗号化など個人情報保護に関しての必要な措置が講じられていなかった。

市は、開発公社に対して、個人情報の漏えい、改ざん等の不正行為を防止するため、ホームページ上の「オンライン施設利用申請」ページに暗号化措置を講じるなど、通信中のデータの保護を行うよう指導されたい。

（措置済内容）

平成20年11月5日に「オンライン施設利用申請」ページを暗号化通信処理に対応したページに変更した。

（社団法人富士見町開発公社）

(3) 収支状況を正確に報告すべきもの

公の施設の指定管理者である、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）及び株式会社明治スポーツプラザ（以下「会社」という。）は、事業報告書において正確な収支状況を報告していなかった。市は、公の施設の管理運営についての的確に把握し、適正かつ効率的な運営を図る必要があるので、正確な収支状況を報告するよう指定管理者に対して指導するとともに、指定管理者から提出された事業報告書の収支状況に誤りがないか、十分な確認をされたい。

ア 川崎市聴覚障害者情報文化センターの事業報告書について

市社協から本市に提出された平成19年度事業報告書をみたところ、支出については、決算額が予算額と対比されるかたちで報告されていたが、収入については、予算額のみ記載され、決算額の報告がなされていないなかった。

（社会福祉法人川崎市社会福祉協議会）

イ 人材開発研修センター・保健福祉研究センターの事業報告書について

市社協から本市に提出された平成19年度事業報告書を、本市の支出命令書及び市社協の19年度収支決算書と突合したところ、事業報告書の指定管理料収入決算額の記載に誤りがあり、収入合計決算額が873万9,865円過少に報告されていた。また、旅費交通費及び委託費に計上漏れがあり、支出合計決算額が39万9,300円過少に報告されていた。

(社会福祉法人川崎市社会福祉協議会)

ウ 川崎市幸スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館の事業報告書について

会社から提出された平成19年度事業報告書では、当該2施設の旅費交通費の合計額は16万4,710円となっていた。しかしながら、事業報告書の収支決算書と総勘定元帳の旅費交通費を突合したところ、本市の指定管理者としての業務ではなく、会社としての業務によるものが含まれていた。指定管理業務で生じた収支差額については、精算を要しないため指定管理者に帰属することとされてはいるものの、指定管理料は指定管理業務にのみ充当するもので、当該支出は適正を欠くものである。

なお、当該施設では、仕様書において「総括責任者は、当該施設の専任とする。」とされているが、旅費交通費の執行状況からみると、総括責任者が本市の指定管理業務以外の出張により不在となっている状況も見受けられた。市は、当該施設の運営状況を的確に把握し効率的かつ有効的に管理させるものとして専任とした本来の目的が達成されるよう、適切な指導を望むものである。

(株式会社明治スポーツプラザ)

(4) 行政財産を適正に管理すべきもの

人材開発研修センター（以下「研修センター」という。）には、研修受講者の宿泊を目的とした宿泊室が設けられている。

研修センターを実地調査したところ、5つある宿泊室のすべてを、隣接する特別養護老人ホームの管理者が、職員休憩室又は物置として使用

していた。

市は、市社協に対して、研修センターの宿泊室を適正に管理するよう指導されたい。

なお、研修センターの宿泊室は、介護保険制度の導入により、必要とされる研修内容が変化したため、平成12年度以降、宿泊のために利用されたことはないとのことである。今後も本来の利用がまったく見込めないのであれば、市は、関係機関と協議し、宿泊室の利用方法を検討されたい。

(社会福祉法人川崎市社会福祉協議会)

(5) 附帯設備利用料を徴していたことについて改善すべきもの

財団法人川崎市生涯学習財団は、川崎市大山街道ふるさと館及び川崎市麻生スポーツセンターにおいて、必要な手続を経ずに附帯設備利用料を徴していたので、市は、改善するよう指導されたい。

ア 条例の定めなく附帯設備利用料を徴していたもの

川崎市大山街道ふるさと館条例（平成4年条例第20号）第9条及び別表によれば、イベントホールの利用料金については別表に定める範囲内の金額とされ、当該金額は附帯設備を含めたものとされている。

川崎市大山街道ふるさと館では、平成19年度に指定管理経費によりプロジェクター及びテレビを購入し、20年度からイベントホールに備え付け、利用者の利用に供し、イベントホール利用料とは別に、附帯設備利用料としてそれぞれ1,000円、500円を徴していた。

イ 教育委員会の承認を得ることなく附帯設備利用料を徴していたもの

川崎市麻生スポーツセンターの管理運営に関する協定書第7条によれば、指定管理者は、麻生スポーツセンターにおいて利用料金を收受

することができるが、その額については、事前に教育委員会の承認を受けるとされている。

川崎市麻生スポーツセンターでは、自己の費用と責任において任意に購入したバウンドテニス芝コート及びポールを利用者に利用させる際に、教育委員会の承認を得ることなく、スポーツ設備利用料として50円を徴していた。

(財団法人川崎市生涯学習財団)

参考資料

財政援助団体等監査の対象団体及び対象施設の概要

(基本財産及び資本金は注釈がない限り平成20年7月1日現在)

1 財政援助団体

(1) 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会

団体の概要

設立年月日	昭和38年2月14日
設立目的	川崎市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の増進を図ることを目的とする。
基本財産	300万円
平成19年度の主な 本市支出金	委託料 6億2,637万円 指定管理料 3億7,549万円 補助金 18億4,664万円

2 出資団体

(1) 財団法人川崎市水道サービス公社

団体の概要

設立年月日	平成元年4月1日
設立目的	川崎市の水道事業に協調し、水道水の安全性の確保及び有効利用の促進のために必要な事業を行うことによって、川崎市民の健康保持を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
基本財産	2億円
本市の出捐状況	2億円(100%)
平成19年度の主な 本市支出金	委託料 1億8,426万円 補助金 5,986万円

(2) 財団法人川崎市消防防災指導公社

団体の概要

設立年月日	平成4年12月1日
設立目的	消防防災に関する普及啓発及び調査研究並びに防災関係者に対する指導育成を行うことにより、火災その他の災害による生命及び財産の被害の軽減を図り、もって公共の福祉の向上に寄与することを目的とする。
基本財産	1億円
本市の出捐状況	1億円(100%)
平成19年度の主な 本市支出金	委託料 2,465万円

(3) 財団法人川崎市学校給食会

団体の概要

設立年月日	昭和33年5月1日
設立目的	川崎市立学校の学校給食事業の充実発展と、その運営の円滑適正を図ることを目的とする。
基本財産	100万円
本市の出捐状況	100万円(100%)
平成19年度の主な 本市支出金	委託料 23万円 補助金 4,790万円

(4) 財団法人川崎市生涯学習財団

団体の概要

設立年月日	平成2年5月22日
設立目的	生涯学習に関する講座、講演会の開催、情報の収集、整理及び提供、各種相談及び調査研究などを行うとともに、生涯学習施設の弾力的な管理運営を行い、もって市民の健康で生きがいのある創造性と個性を生かせる活力ある川崎市の地域生涯学習型社会の形成と振興及び文化の向上に寄与することを目的とする。
基本財産	2億円
本市の出捐状況	2億円(100%)
平成19年度の主な 本市支出金	委託料 1億4,788万円 指定管理料 2億6,123万円 補助金 3億7,420万円

3 指定管理者

(1) 社団法人富士見町開発公社

公の施設の名称 川崎市八ヶ岳少年自然の家

ア 団体の概要

設立年月日	昭和44年4月2日
設立目的	富士見町が策定する総合計画に基づいて、地域の振興を図り、もって地域経済の活性化と住民福祉の向上を図ることを目的とする。
基本財産	300万円
平成19年度の主な 本市支出金	委託料 6,927万円 指定管理料 2億5,783万円

イ 施設の概要

設置目的	恵まれた自然環境の中で、団体宿泊生活を通して、心身を鍛錬し、もって健全な少年の育成を図ることを目的とする。
設置場所	長野県諏訪郡富士見町塚字広原12,067番地482
主な事業内容	1 団体宿泊訓練に関する事。 2 野外観察、自然探究その他自然に親しむ学習指導に関する事。 3 野外活動、体育及びレクリエーションに関する事。 4 市内の少年団体の指導及び育成に関する事。 5 市内の小学校及び中学校その他の教育機関と連絡し、協力すること。 6 その他少年自然の家の設置目的を達成するために必要な事業に関する事。
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
設置年月日	昭和52年8月1日

(2) 川崎市青少年の家共同運営事業体

公の施設の名称 川崎市青少年の家

ア 団体の概要

(ア) 代表者 財団法人川崎市生涯学習財団については2(4)参照

(イ) 特定非営利活動法人教育活動総合サポートセンター

設立年月日	平成16年8月2日
設立目的	幼・小・中・高等学校等における教育課程の運営・実践上若しくは児童生徒指導上に生じた諸問題の解決に向け、学校、地域、家庭と連携を図りつつ、青少年の健全育成を支援し、明るく豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。
基本財産	352万円
平成19年度の主な 本市支出金	指定管理料(共同事業体分担金として) 1,200万円

イ 施設の概要

設置目的	団体宿泊研修等を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図ることを目的とする。
設置場所	川崎市宮前区宮崎105番地1
主な事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 団体宿泊研修等を行うこと。 2 団体宿泊研修等に関する指導及び助言を行うこと。 3 団体宿泊研修等に関する調査研究を行うこと。 4 資料を収集し、保管し、並びにこれを青少年及びその指導者の利用に供すること。 5 施設及び設備を利用に供すること。 6 青少年の家その他の青少年関係施設、青少年教育団体等と連絡し、協力すること。
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
設置年月日	昭和63年7月21日

(3) 川崎市子ども夢パーク共同運営事業体

公の施設の名称 川崎市子ども夢パーク

ア 団体の概要

(ア) 代表者 財団法人川崎市生涯学習財団については2(4)参照

(イ) 特定非営利活動法人フリースペースたまりば

設立年月日	平成15年5月26日
設立目的	学校や家庭・地域の中に居場所を見出せない子どもや若者及びその保護者とともに、一人ひとりが安心して過ごせる居場所をつくり、学校外の多様な学びや育ち・生き方を支援し、自己肯定感を取り戻す人間関係を育む環境と文化を創造することを目的とする。
基本財産	645万円
平成19年度の主な本市支出金	指定管理料（共同事業体分担金として） 2,179万円

イ 施設の概要

設置目的	子どもが遊び、及び夢を育む場並びに子どもの活動拠点及び居場所を提供するとともに、子どもの自主的及び自発的活動を支援することにより、それぞれの子どもに応じた成長及び子どもの地域等における活動への参加の促進に寄与することを目的とする。
設置場所	川崎市高津区下作延1,500番地6
主な事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 子どもが遊び、及び夢を育む場並びに子どもの活動拠点及び居場所となるための施設及び設備を利用に供すること。 2 子どもの遊びについての必要な助言その他の支援に関する事。 3 子どもを対象とした文化、芸術、スポーツ、レクリエーション等の各種講座の開催に関する事。 4 子どもの活動を支援するボランティアの養成に関する事。 5 子どもの活動に関する情報の収集及び提供に関する事。 6 学校その他の教育機関、青少年教育団体等と連携し、及び協力すること。 7 その他設置目的を達成するために必要な事業に関する事。
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
設置年月日	平成15年7月23日

(4) 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会

公の施設の名称 人材開発研修センター・保健福祉研究センター

川崎市聴覚障害者情報文化センター

ア 団体の概要については1 (1) 参照

イ 施設の概要

(ア) 人材開発研修センター・保健福祉研究センター

設置目的	高齢者の在宅福祉事業と施設福祉事業の総合的な展開を図ることにより、高齢者に対する保健福祉事業を一体的に推進し、併せて高齢者の福祉に対する理解と市民の参加を促進し、もって高齢者の福祉の増進に寄与することを目的とする。
設置場所	川崎市多摩区長沢2丁目11番1号
主な事業内容	1 福祉人材養成のための講習、講座の開催に関する事。 2 保健福祉の向上をめざした市民のための各種講座、情報提供、普及啓発に関する事。
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
設置年月日	昭和64年1月1日

(イ) 川崎市聴覚障害者情報文化センター

設置目的	聴覚障害者に情報提供、情報伝達の支援等を行うことにより、聴覚障害者の自立と社会参加を促進し、もって聴覚障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。
設置場所	川崎市中原区井田三舞町14番16号
主な事業内容	1 聴覚障害者のための録画物の製作、貸出し等聴覚障害者への情報提供に関する事。 2 手話通訳者又は要約筆記者の派遣等聴覚障害者の情報伝達の支援に関する事。 3 聴覚障害者の自立更生に必要な相談に応じ、助言又は指導を行う事。 4 聴覚障害者の文化、学習及びレクリエーション活動の支援に関する事。
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
設置年月日	平成12年1月1日

(5) 社会福祉法人セイワ

公の施設の名称 川崎市軽費老人ホーム福寿荘

川崎市特別養護老人ホームすみよし

ア 団体の概要

設立年月日	昭和40年6月8日
設立目的	<p>多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。</p> <p>1 第一種社会福祉事業</p> <p>イ 養護老人ホームの経営</p> <p>ロ 特別養護老人ホームの経営</p> <p>ハ 軽費老人ホームの経営</p> <p>ニ 障害者支援施設の経営</p> <p>2 第二種社会福祉事業</p> <p>イ 老人デイサービス事業の経営</p> <p>ロ 老人短期入所事業の経営</p> <p>ハ 障害福祉サービス事業の経営</p> <p>ニ 老人介護支援センターの経営</p> <p>ホ 相談支援事業の経営</p> <p>ヘ 老人居宅介護等事業の経営</p> <p>3 前項に掲げるほか次の事業を行う。</p> <p>イ 障害者保養所の経営</p>
基本財産	70億7,612万円
平成19年度の主な本市支出金	<p>委託料 2億4,353万円</p> <p>指定管理料 4,566万円</p> <p>補助金 4億5,461万円</p>

イ 施設の概要

(ア) 川崎市軽費老人ホーム福寿荘

設置目的	老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第1項の規定に基づき、低額な料金で老人に居室を提供し、併せて日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする。
設置場所	川崎市川崎区日進町5番地1
主な事業内容	軽費老人ホーム(無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設)
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
設置年月日	昭和49年6月1日

(イ) 川崎市特別養護老人ホームすみよし

設置目的	老人福祉法第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする。
設置場所	川崎市中原区木月祇園町2番1号
主な事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 老人福祉法の規定による老人デイサービス事業に関する事。 2 老人福祉法の規定による老人短期入所事業に関する事。 3 老人福祉法第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者の入所及び養護に関する事。 4 地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行う事。 5 主として居宅において介護を受ける老人及びその者を現に養護する者に対する老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する援助に関する事。 6 介護保険法の規定による居宅介護支援の提供に関する事。
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
設置年月日	平成6年4月1日

(6) 社会福祉法人くぬぎざか福祉会

公の施設の名称 川崎市特別養護老人ホームこだなか

ア 団体の概要

設立年月日	昭和56年3月9日				
設立目的	<p>多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第一種社会福祉事業 <ol style="list-style-type: none"> イ 特別養護老人ホームみかど荘の設置経営 ロ 特別養護老人ホーム川崎市特別養護老人ホームこだなかの受託経営 2 第二種社会福祉事業 <ol style="list-style-type: none"> イ 老人短期入所事業（みかど荘） ロ 老人短期入所事業（こだなか） ハ 老人デイサービス事業（みかど荘） ニ 老人デイサービス事業（こだなか） ホ 老人介護支援センターみかど荘在宅介護支援センターの設置経営 ヘ 老人介護支援センターこだなか在宅介護支援センターの設置経営 				
基本財産	6億8,311万円				
平成19年度の主な本市支出金	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 100px;">委託料</td> <td>3,538万円</td> </tr> <tr> <td>補助金</td> <td>676万円</td> </tr> </table>	委託料	3,538万円	補助金	676万円
委託料	3,538万円				
補助金	676万円				

イ 施設の概要

設置目的	老人福祉法第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする。
設置場所	川崎市中原区上小田中1丁目28番55号
主な事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 老人福祉法の規定による老人デイサービス事業（認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護を除く。）に関する事 2 老人福祉法の規定による老人短期入所事業に関する事 3 老人福祉法第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者の入所及び養護に関する事 4 地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行う事 5 主として居宅において介護を受ける老人及びその者を現に養護する者に対する老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する援助に関する事 6 介護保険法の規定による居宅介護支援の提供に関する事
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
設置年月日	平成6年4月1日

(7) 社会福祉法人照陽会

公の施設の名称 川崎市特別養護老人ホーム陽だまりの園

ア 団体の概要

設立年月日	昭和59年2月6日
設立目的	<p>多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第一種社会福祉事業 <ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホーム太陽の園の設置運営 特別養護老人ホーム陽だまりの園の受託運営 特別養護老人ホームみんなと暮らす町の設置経営 2 第二種社会福祉事業 <ul style="list-style-type: none"> 老人短期入所事業（太陽の園） 老人短期入所予防事業（太陽の園） 老人介護支援センター事業（太陽の園） 老人短期入所事業（陽だまりの園） 老人短期入所予防事業（陽だまりの園） 老人介護支援センター事業（陽だまりの園） 老人デイサービス事業（陽だまりの園） 老人デイサービス予防事業（陽だまりの園） 老人短期入所事業（みんなと暮らす町） 老人短期入所予防事業（みんなと暮らす町） 老人デイサービス事業（みんなと暮らす町） 老人デイサービス予防事業（みんなと暮らす町）
基本財産	23億8,258万円
平成19年度の主な 本市支出金	委託料 5,743万円 補助金 654万円

イ 施設の概要

設置目的	老人福祉法第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする。
設置場所	川崎市高津区諏訪2丁目10番15号
主な事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 老人福祉法の規定による老人デイサービス事業に関する事。 2 老人福祉法の規定による老人短期入所事業に関する事。 3 老人福祉法第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者の入所及び養護に関する事。 4 地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行う事。 5 主として居宅において介護を受ける老人及びその者を現に養護する者に対する老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する援助に関する事。 6 介護保険法の規定による居宅介護支援の提供に関する事。
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
設置年月日	平成12年4月1日

(8) 社会福祉法人鈴保福祉会

公の施設の名称 川崎市特別養護老人ホームしゅくがわら

ア 団体の概要

設立年月日	昭和41年6月30日
設立目的	<p>多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第一種社会福祉事業 <ol style="list-style-type: none"> イ 特別養護老人ホーム柿生アルナ園の設置経営 ロ 川崎市特別養護老人ホームしゅくがわらの経営 2 第二種社会福祉事業 <ol style="list-style-type: none"> イ 保育所柿生保育園の設置経営 ロ 老人デイサービス事業（柿生アルナ園・しゅくがわら） ハ 老人短期入所事業（柿生アルナ園） ニ 老人介護支援センターしゅくがわらの経営
基本財産	18億600万円
平成19年度の主な 本市支出金	委託料 5,117万円 補助金 4,785万円

イ 施設の概要

設置目的	老人福祉法第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする。
設置場所	川崎市多摩区宿河原6丁目20番19号
主な事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 老人福祉法の規定による老人デイサービス事業（認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護を除く。）に関する事 2 老人福祉法の規定による老人短期入所事業に関する事 3 老人福祉法第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者の入所及び養護に関する事 4 地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行う事 5 主として居宅において介護を受ける老人及びその者を現に養護する者に対する老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する援助に関する事 6 介護保険法の規定による居宅介護支援の提供に関する事
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
設置年月日	平成14年5月1日

(9) 財団法人川崎市生涯学習財団

公の施設の名称 川崎市大山街道ふるさと館

川崎市宮前スポーツセンター

川崎市麻生スポーツセンター

ア 団体の概要については2(4)参照

イ 施設の概要

(ア) 川崎市大山街道ふるさと館

設置目的	川崎市における協往還の一つである大山街道に係る歴史、民俗等に関する資料及び郷土にゆかりのある人の美術、文学等の作品等(以下「資料等」という。)の展示を行うとともに、市民に学習の場を提供し、もって市民の文化の発展に寄与することを目的とする。
設置場所	川崎市高津区溝口3丁目13番3号
主な事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 資料等の展示に関する事 2 施設及び設備の利用に関する事 3 その他設置目的を達成するために必要な事業に関する事
指定期間	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
設置年月日	平成4年8月1日

(イ) 川崎市宮前スポーツセンター・川崎市麻生スポーツセンター

設置目的	市民のためにスポーツの普及及び振興に関する各種の事業を行い、もって市民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。
設置場所	川崎市宮前スポーツセンター 川崎市宮前区犬蔵1丁目10番3号 川崎市麻生スポーツセンター 川崎市麻生区上麻生3丁目6番1号
主な事業内容	1 スポーツの指導及び助言に関すること。 2 スポーツ及び体力についての相談に関すること。 3 各種スポーツ教室の開催に関すること。 4 スポーツの指導者育成のための研修会及び講習会の開催に関すること。 5 スポーツのために施設及び設備を利用に供すること。 6 その他スポーツセンターの設置目的を達成するために必要な事業に関すること。
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
設置年月日	川崎市宮前スポーツセンター 平成18年4月1日 川崎市麻生スポーツセンター 昭和61年6月1日

(10) 株式会社明治スポーツプラザ

公の施設の名称 川崎市幸スポーツセンター

川崎市石川記念武道館

ア 団体の概要

設立年月日	平成2年7月5日
設立目的	1 プール、ジム、スタジオ、ゴルフ練習場などのスポーツ施設・レジャー施設の経営 2 スポーツ施設・レジャー施設及びその経営に関するコンサルタント業務 3 スポーツ施設・レジャー施設の管理受託業務 4 食堂喫茶の経営 5 各種菓子および牛乳、乳製品、清涼飲料水などの食料品の販売 6 スポーツ用品、旅行用バッグなどのレジャー用品、書籍、日用雑貨の販売 7 前各号の業務に関連または付随する事業 8 スポーツトレーニング器具類の販売
基本財産	9,000万円
平成19年度の主な本市支出金	指定管理料 6,760万円

イ 施設の概要

(ア) 川崎市幸スポーツセンター

設置目的	市民のためにスポーツの普及及び振興に関する各種の事業を行い、もって市民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。
設置場所	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地3
主な事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 スポーツの指導及び助言に関すること。 2 スポーツ及び体力についての相談に関すること。 3 各種スポーツ教室の開催に関すること。 4 スポーツの指導者育成のための研修会及び講習会の開催に関すること。 5 スポーツのために施設及び設備を利用に供すること。 6 その他スポーツセンターの設置目的を達成するために必要な事業に関すること。
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
設置年月日	昭和60年6月14日

(イ) 川崎市石川記念武道館

設置目的	市民のためにスポーツの普及及び振興に関する各種の事業を行い、もって市民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。
設置場所	川崎市幸区下平間357番地
主な事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 武道の指導及び助言に関すること。 2 武道団体の育成に関すること。 3 武道の指導者の育成のための講習会の開催に関すること。 4 武道のために施設及び設備を利用に供すること。 5 その他武道館の設置目的を達成するために必要な業務に関すること。
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
設置年月日	昭和52年1月30日

(11) SELF高津スポーツセンター事業体

公の施設の名称 川崎市高津スポーツセンター

ア 団体の概要

(ア) 代表者 株式会社カワサキスポーツサービス

設立年月日	昭和63年12月7日
設立目的	<ol style="list-style-type: none"> 1 スイミングクラブ、スイミングスクールの経営 2 健康用トレーニング施設の経営及び施設利用に関する研究、指導、管理 3 健康用トレーニング器材の販売 4 スポーツ施設の経営 5 レストランの経営 6 遊技場の経営 7 カヌー及びサーフボードの販売 8 医療用具の開発及び販売 9 スポーツ施設、海水浴場の監視、管理業務 10 その他前号各号に附帯関連する一切の業務
資本金	1,000万円
平成19年度の主な本市支出金	指定管理料（SELF高津スポーツセンター事業体として） 4,700万円

(イ) 特定非営利活動法人高津総合型スポーツクラブ S E L F

設立年月日	平成18年2月26日
設立目的	多種目・多世代のスポーツ活動の推進を図るとともに、学校、地域、家族との連携を図りつつ、スポーツを通じて青少年の健全育成及び地域住民の健康の保持増進等を支援し、明るく豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。
基本財産	420万円(平成20年3月末現在)
平成19年度の主な本市支出金	委託料 2,899万円 指定管理料(S E L F高津スポーツセンター事業体として) 4,700万円

イ 施設の概要

設置目的	市民のためにスポーツの普及及び振興に関する各種の事業を行い、もって市民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。
設置場所	川崎市高津区二子3丁目15番1号
主な事業内容	1 スポーツの指導及び助言に関すること。 2 スポーツ及び体力についての相談に関すること。 3 各種スポーツ教室の開催に関すること。 4 スポーツの指導者育成のための研修会及び講習会の開催に関すること。 5 スポーツのために施設及び設備を利用に供すること。 6 その他スポーツセンターの設置目的を達成するために必要な事業に関すること。
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
設置年月日	平成9年7月8日